表４　平成25／26年の備蓄運営

（単位：万トン）

平成25年６月末備蓄量	A	91
平成25年産米買入契約数量	B	18
平成25／26年非主食用販売量	C	10～18(注)
平成26年６月末備蓄量	D＝A＋B－C	91～99

注：仮置きした数量であり、品質確認の結果等により変動する可能性がある。

第４　米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項

我が国は、平成７年度からガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の輸入を実施しており、この輸入は、「ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」（平成５年12月17日閣議了解）の趣旨を踏まえつつ、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に行うこととしています。

１　平成24会計年度の輸入状況

平成24会計年度においては、平成24年７月に策定した基本指針第４に基づき、77万玄米トン（うちＳＢＳ（売買同時契約）方式による輸入10万トン）の輸入を実施すべく、順次買い付けを行い、その結果、全量を買い付けました。

２　平成25会計年度の輸入方針

平成25会計年度の輸入予定数量については、平成25年３月の基本指針に基づき、ＷＴＯ農業交渉において新たな合意ができるまではミニマム・アクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとします。

ＳＢＳ方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。

公　告

訴　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第９９１号

横浜市栄区上郷町200―１　横浜上郷ハイツ106号、住民票上の住所横浜市栄区野七里１丁目２番13―1354号
債務者　前野　　恵（旧姓笠倉）
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯島　麻樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７８号

兵庫県川西市鴬の森町４番14号８、前住所兵庫県三木市吉川町みなぎ台１丁目23番地の14
債務者　中嶋運送こと　中嶋　真一
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立友季世
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月10日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第７３号

愛媛県新居浜市船木甲5141番地の４、前住所愛媛県宇摩郡土居町大字土居1538番地の２
債務者　本田百合子
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板谷　淳一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第７７号

愛媛県新居浜市若水町２丁目３番248号
債務者　鈴木　繁久
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅　　陽一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１２０号

山梨県南巨摩郡富士川町十谷420番地１
債務者　山﨑　壽美
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪狩　　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２１号

山梨県南巨摩郡富士川町十谷420番地１
債務者　山﨑いずみ
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪狩　　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１１号

山梨県甲府市城東２丁目９番13号
債務者　土橋美代子
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　直哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月25日午後４時
5　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３５号

兵庫県淡路市柳澤乙667番地２
債務者　古土井秀樹
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鹿間　健児
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第２５７１号

名古屋市西区比良４丁目128番地　新橋荘202号
債務者　やまたか釣餌店、ヤマタカ釣餌、ＨＥＡＲＴ　ＫＥＹこと　髙栁　博宣
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西山　一博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月15日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２２０号

大阪市港区築港１丁目11番５―405号
債務者　中澤美知子
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　脇田　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５１６号

大阪府枚方市宮之阪４丁目44番７―305号
債務者　福澤　昌子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井村　喜典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部